次のとおり、企画競争について公告します。

令和2年6月9日

全国健康保険協会福井支部 支部長 畑 秀雄

- 企画競争に付する事項
 健診受診勧奨及び健診結果提供勧奨等業務
- 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和1・2・3年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること(健康保険組合等の適用をうけている者にあっては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
 - (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
 - (9) 個人情報の適切な取扱を行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク、ISO/ IEC27001、JISQ27001 のいずれかを取得していること。
 - (10) その他、企画競争実施要領及び仕様書に定める条件を満たす者であること。
- 3 契約候補者の選定

企画競争実施要領及び仕様書に基づき提出された見積書及び企画書等について評価を行い、契約 候補者一者を選定する。

- 4 企画競争実施要領等を交付する日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年6月9日(火)~令和2年7月10日(金)
 - (2) 場所 福井市大手 3-4-1 福井放送会館 5 階 全国健康保険協会福井支部 企画総務グループ 担当:水口

電話:0776-27-8301

5 企画競争実施要領等に関する質問の受付及び回答 質問は電話にて令和2年7月7日(火)午後5時00分まで受け付ける。 回答は受付日の翌営業日までに行う。

6 見積書及び企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 2 年 7 月 10 日 (金) 午後 5 時 00 分まで
- (2) 提出先 4 (2) に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)もしくは、郵送によるものとする。 なお、郵送の場合は書留などの追跡可能な方法によるものとし、提出期限までに 必着すること。

7 企画書等の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者または競争参加資格に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、企画競争実施要領及び仕様書による。

上記のとおり公告する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則 一 抜粋 一

- 第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。
 - (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結 のために必要な同意を得ている者を除く。
 - (2) 破産者で復権を得ない者。
- 第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内 の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。
 - (1) 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させない こととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加 させないことができる。